

○指定介護予防サービスに係るの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 指定介護予防サービスに関する基準（<u>第十一条の二―第十</u> <u>六条</u>）</p> <p>第四章〜第六章 （略）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 介護予防通所リハビリテーション（<u>第三十八条の二―第四十</u> <u>三条</u>）</p> <p>第九章〜第十三章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三条から第十一条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 指定介護予防サービスに関する基準（<u>第三条―第九条</u>）</p> <p>第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（<u>第十条・第十一</u> <u>条</u>）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 指定介護予防サービスに関する基準（<u>第十二条</u>―<u>第十</u> <u>六条</u>）</p> <p>第四章〜第六章 （略）</p> <p>第七章 介護予防通所介護</p> <p>第一節 指定介護予防サービスに関する基準（<u>第三十条―第三十六</u> <u>条</u>）</p> <p>第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（<u>第三十七条・第</u> <u>三十八条</u>）</p> <p>第八章 介護予防通所リハビリテーション（<u>第三十九条</u>―<u>第四十</u> <u>三条</u>）</p> <p>第九章〜第十三章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 指定介護予防サービスに関する基準</p> <p>（サービス提供者責任者）</p> <p>第三条 条例第六條第四項の規則で定める者は、厚生労働大臣が定める</p>

サービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）に規定する者とする。

2 条例第六条第四項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

（文書の交付に代わる重要事項の明示方法等）

第四条 条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第九条に規定する重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項に規定する電磁的方法による提供を受

ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供責任者が行う業務)

第五条 条例第二十六条第三項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。  
二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程に定める事項）

第六条 条例第二十七条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 苦情処理に関する事項

八 虐待防止に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

第七条 条例第三十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 介護予防訪問介護計画

二 条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第八条 条例第四十二条の指定介護予防訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確かな把握を行うものとする。
- 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対

九 応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。  
サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たつての留意点）

第九条 条例第四十三条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、

利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第十条 条例第四十七条第一項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該介護予防訪問介護が、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該介護予防訪問介護が、条例第四十四条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

第十一条 第四条から第九条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第九条」と、第五条中「第二十六条第三項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十六条第三項」と、第六条中「第二十七条」とあるのは「第

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第十一条の二 条例第五十二条の二の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第五十二条の二に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

四十八条において準用する条例第二十七条」と、第七条中「第三十九条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十九条第二項」と、同条第二号中「第二十条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十条第二項」と、同条第三号中「第二十条四」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十四条」と、同条第四号中「第三十五条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十五条第二項」と、同条第五号中「第三十七条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十七条第二項」と、第八条中「第四十二条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第四十二条」と、第九条中「第四十三条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第四十三条」と読み替えるものとする。

(新設)



に当該重要事項を記録する方法（第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができらるものでなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第一項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならぬ。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（整備等を行うべき記録）

第十四条 条例第五十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（整備等を行うべき記録）

第十四条 条例第五十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第五十八条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第五十三条の三  
村への通知に係る記録

三 条例第五十六条の八第二項  
に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第五十六条の十第二項  
に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第十五条 削除

(準用)

第十七条 第十一条の二、第十二条から第十四条まで及び前条の規定は、  
基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、  
第十一条の二第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十二条の二」と、第十二条中「第五十三条第三項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十三  
条第三項」と、第十三条中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条」と、第十四条中「第五十七条第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十七条第二項」と  
読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第十九条 条例第七十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第七十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書

二 条例第五十八条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録

三 条例第五十八条において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第五十八条において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第十五条 第四条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは、「第五十八条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

(準用)

第十七条 第四条、第十二条から第十四条まで及び前条の規定は、  
基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、  
第四条 第一項中「第九条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第九条」と、第十二条中「第五十三  
条第三項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十三  
条第三項」と、第十三条中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条」と、第十四条中「第五十七条第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十七条第二項」と、同条第一号から第四号までの規定中「第五十八条」とあるのは「第六十四  
条」と読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第十九条 条例第七十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第七十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書

四 条例第七十六条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 条例第七十六条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 条例第七十六条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 条例第七十六条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十条 第十一条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第七十六条において準用する条例第五十二条の二」と読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第二十三条 条例第八十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画

二 条例第八十六条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八十六条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第八十六条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第八十六条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十四条 第十一条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーシ

四 条例第七十六条において準用する条例第二十条 第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 条例第七十六条において準用する条例第二十四条 に規定する市町村への通知に係る記録

六 条例第七十六条において準用する条例第三十五条 第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 条例第七十六条において準用する条例第三十七条 第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十条 第四条 の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは「第七十六条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第二十三条 条例第八十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画

二 条例第八十六条において準用する条例第二十条 第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八十六条において準用する条例第二十四条 に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第八十六条において準用する条例第三十五条 第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第八十六条において準用する条例第三十七条 第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十四条 第四条 の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーシ

ヨンの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第八十六条において準用する条例第五十二条の二」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二十五条 条例第八十八条の指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)以下「法」という。)第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等(以下「担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

第二号から第五号 (略)

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(条例第百十九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテ

ヨンの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは「第八十六条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二十五条 条例第八十八条の指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議

を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

第二号から第五号 (略)

シオン提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四十二条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行うものとする。

九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

十一 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十二 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならぬ。

六 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

十 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十一 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならぬ。

十三 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(整備等を行うべき記録)

第二十七条 条例第九十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第九十五条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第九十五条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 条例第九十五条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 条例第九十五条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十八条 第十一条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第九十五条において準用する条例第五十二条の二」と読み替えるものとする。

## 第七章 削除

第三十条から第三十八条まで 削除

十二 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(整備等を行うべき記録)

第二十七条 条例第九十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第九十五条において準用する条例第二十条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第九十五条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 条例第九十五条において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 条例第九十五条において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二十八条 第四条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは「第九十五条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

## 第七章 介護予防通所介護

### 第一節 指定介護予防サービスに関する基準

(設備の基準)

第三十条 条例第一百一条第二項の規則で定める設備の基準は、次のとお

りとする。

一 食堂及び機能訓練室 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(支払を受けることができる費用)

第三十一条 条例第二百二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「利用料等に関する指針」という。）に定めるところによるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第三十三条 条例第八十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記

録とする。

- 一 介護予防通所介護計画
- 二 条例第九十九条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第九十九条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第九十九条において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第九十九条において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第三十四条 第四条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは「第九十九条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第三十五条 条例第一百一十一条の指定介護予防通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。



- 四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- 十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所

介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点)

第三十六条 条例第一百十二条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たつては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- 三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、条例第一百十三条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

## 第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(設備の基準)

第三十七条 条例第一百十六条第二項の規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 イ及びロに定めるところとする。
- イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ロ イの規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場

所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できるときる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第三十八条 第四条、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十六条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第百七条において準用する条例第九条」と、第三十一条第一項中「第百二条第三項」とあるのは「第百七条において準用する条例第百二条第三項」と、第三十二条中「第百三条」とあるのは「第百七条において準用する条例第百三条」と、第三十三条中「第百八条第二項」とあるのは「第百七条において準用する条例第百八条第二項」と、同条第一号から第四号までの規定中「第百九条」とあるのは「第百七条」と、第三十五条中「第百十一条」とあるのは「第百七条において準用する条例第百十一条」と、第三十六条中「第百十二条」とあるのは「第百七条において準用する条例第百十二条」と読み替えるものとする。

(新設)

(支払を受けることができる費用)

第三十八条の二 条例第百二十条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 食事の提供に要する費用
- 三 おむつ代
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常

必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「利用料等に関する指針」という。）に定めるところによるものとする。

（整備等を行うべき記録）

第四十条 条例第二百二十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防通所リハビリテーション計画
- 二 条例第二百二十五条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第二百二十五条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第二百二十五条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第二百二十五条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第四十一条 第十一條の二の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十一條の二第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第二百五条において準用する条例第五十二条の二」と

読み替えるものとする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第四十二条 条例第二百二十七条の指定介護予防通所リハビリテーション

（整備等を行うべき記録）

第四十条 条例第二百二十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防通所リハビリテーション計画
- 二 条例第二百二十五条において準用する条例第二十条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第二百二十五条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第二百二十五条において準用する条例第三十五条に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第二百二十五条において準用する条例第三十七条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第四十一条 第四条及び第三十一条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第二百五条において準用する条例第九条」と、第三十一条第一項中「第二百二条第三項」とあるのは「第二百五条において準用する条例第二百二条第三項」と読み替えるものとする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第四十二条 条例第二百二十七条の指定介護予防通所リハビリテーション

の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

第二号から第五号 (略)

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行うものとする。

九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介

の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じての把握等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

第二号から第五号 (略)

六 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介

介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十二 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（設備及び備品等）

第四十四条 条例第三百三十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第四百四十四条において準用する条例第二百二十二条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第四百四十四条において準用する条例第二百二十二条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（設備及び備品等）

第四十四条 条例第三百三十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第四百四十四条において準用する条例第六十六条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第四百四十四条において準用する条例第六十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

第二項から第四項 (略)

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第四十五条 条例第三百三十五条の規則で定める方法は、第十一条の二に定める方法とする。

(整備等を行うべき記録)

第四十九条 条例第四百四十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 条例第四百四十四条において準用する第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第三百二十八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第四百四十四条において準用する第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 条例第四百四十四条において準用する第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第四百四十四条において準用する第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備及び備品等)

第五十一条 条例第五百五十五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

第二項から第四項 (略)

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第四十五条 条例第三百三十五条の規則で定める方法は、第四条に定める方法とする。

(整備等を行うべき記録)

第四十九条 条例第四百四十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 条例第四百四十四条において準用する第二十条 第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第三百二十八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第四百四十四条において準用する第二十四条 に規定する市町村への通知に係る記録

五 条例第四百四十四条において準用する第三十五条 第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第四百四十四条において準用する第三十七条 第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備及び備品等)

第五十一条 条例第五百五十五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四百四十四条において準用する条例第二百二十二条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第四百四十四条において準用する条例第二百二十二条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

254 (略)

(整備等を行うべき記録)

第六十一条 条例第八十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 条例第八十三条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第七十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第八十三条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 条例第八十三条において準用する条例第五十六条の八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第八十三条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第七十条 条例第二百八条第一項の規則で定める方法は、第十一条の二

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四百四十四条において準用する条例第六六条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第四百四十四条において準用する条例第六六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

254 (略)

(整備等を行うべき記録)

第六十一条 条例第八十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 条例第八十三条において準用する条例第二十条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第七十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第八十三条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 条例第八十三条において準用する条例第三十五条に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第八十三条において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第七十条 条例第二百八条第一項の規則で定める方法は、第四条



に定める方法とする。

(整備等を行うべき記録)

第七十三条 条例第二百十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 条例第二百十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第二百十五条第三項に規定する結果等の記録

五 条例第二百十九条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 条例第二百十九条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 条例第二百十九条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第七十六条 条例第二百三十二条第一項の規則で定める方法は、第十一条の二に定める方法とする。

## 第七十七条 (略)

(受託介護予防サービス事業者が提供する事業)

第七十七条の二 条例第二百三十四条第四項の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 指定訪問介護又は第一号訪問事業(指定事業者により行われるも

に定める方法とする。

(整備等を行うべき記録)

第七十三条 条例第二百十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 条例第二百十条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類

三 条例第二百十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 条例第二百十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 条例第二百十五条第三項に規定する結果等の記録

六 条例第二百十九条において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録

七 条例第二百十九条において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

八 条例第二百十九条において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第七十六条 条例第二百三十二条第一項の規則で定める方法は、第四条に定める方法とする。

## 第七十七条 (略)

(新設)

のに限る。)に係るサービス

- 二 指定通所介護又は第一号通所事業(指定事業者により行われ、機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

(整備等を行うべき記録)

第七十八条 条例第二百三十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 条例第二百三十七条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- 三 条例第二百三十四条第八項に規定する結果等の記録
- 四 条例第二百三十六條において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二百三十六條において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第二百三十六條において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 条例第二百三十六條において準用する条例第二百一十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 条例第二百三十六條において準用する条例第二百一十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 条例第二百三十六條において準用する条例第二百五十五条第三項に規定する結果等の記録

(整備等を行うべき記録)

第八十三条 条例第二百四十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲

(整備等を行うべき記録)

第七十八条 条例第二百三十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 条例第二百三十七条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- 三 条例第二百三十四条第八項に規定する結果等の記録
- 四 条例第二百三十六條において準用する条例第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二百三十六條において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第二百三十六條において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 条例第二百三十六條において準用する条例第二百十条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類
- 八 条例第二百三十六條において準用する条例第二百一十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 九 条例第二百三十六條において準用する条例第二百一十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 十 条例第二百三十六條において準用する条例第二百五十五条第三項に規定する結果等の記録

(整備等を行うべき記録)

第八十三条 条例第二百四十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲

げる記録とする。

- 一 条例第二百五十条において準用する条例第五十二条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百四十七条第四項に規定する結果等の記録
- 三 条例第二百五十条において準用する条例第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第二百五十条において準用する条例第五十六条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第二百五十条において準用する条例第五十六条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 六 条例第二百五十三条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第八十四条 第十一条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第二百五十条において準用する条例第五十二条の二」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第十一条の二、第八十条から第八十三条まで及び第八十五条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第五十二条の二」と、第八十条中「第二百四十二条第二項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十二条第二項」と、第八十一条中「第二百四十三条第三項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十三条第三項」と、第八十二条中「第二百四十四条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十四条」と、第八十三条中「第二百四十九条第二項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十九条第二項」と、同条第一号中「第二百五

げる記録とする。

- 一 条例第二百五十条において準用する条例第二十条 第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百四十七条第四項に規定する結果等の記録
- 三 条例第二百五十条において準用する条例第二十四条 に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第二百五十条において準用する条例第三十五条 第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第二百五十条において準用する条例第三十七条 第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 六 条例第二百五十三条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第八十四条 第四条 の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは「第二百五十条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第四条、第八十条から第八十三条まで及び第八十五条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四条 第一項中「第九条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第九条」と、第八十条中「第二百四十二条第二項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十二条第二項」と、第八十一条中「第二百四十三条第三項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十三条第三項」と、第八十二条中「第二百四十四条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十四条」と、第八十三条中「第二百四十九条第二項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十九条第二項」と、同条第一号中「第二百五

十条」とあるのは「第二百五十五条」と、同条第二号中「第二百四十七條第四項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十七條第四項」と、同条第三号から第六号までの規定中「第二百五十条」とあるのは「第二百五十五条」と、第八十五条中「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百五十二条」と読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第八十九条 条例第二百六十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第二百六十條に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百六十四條において準用する条例第五十三條の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 条例第二百六十四條において準用する条例第五十六條の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 条例第二百六十四條において準用する条例第五十六條の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 五 条例第二百六十七條第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(準用)

第九十条 第十一条の二及び第八十二条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「第五十二条の二」とあるのは「第二百六十四條において準用する条例第五十二条の二」と、第八十二条中「第二百四十四條」とあるのは「第二百六十四條において準用する条例第二百四十四條」と、同条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

十条」とあるのは「第二百五十五条」と、同条第二号中「第二百四十七條第四項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十七條第四項」と、同条第三号から第六号までの規定中「第二百五十条」とあるのは「第二百五十五条」と、第八十五条中「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百五十二条」と読み替えるものとする。

(整備等を行うべき記録)

第八十九条 条例第二百六十三條第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第二百六十條に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百六十四條において準用する条例第二十四條に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 条例第二百六十四條において準用する条例第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 条例第二百六十四條において準用する条例第三十七條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 五 条例第二百六十七條第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(準用)

第九十条 第四条 及び第八十二条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第二百六十四條において準用する条例第九条」と、第八十二条中「第二百四十四條」とあるのは「第二百六十四條において準用する条例第二百四十四條」と、同条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

附 則

- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第三条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五十一条第三項第一号ロ中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介

附 則

- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五十一条第三項第一号ロ中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

（新設）

護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定介護予防サービス基準条例施行規則」という。）第三条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定介護予防サービス基準条例施行規則第四条（第三十四条及び第三十八条において準用する場合に限る。）及び第三十条から第三十八条までの規定は、なおその効力を有する。

4 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）第二百三十四條第二項の規定により、旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における第七十七条の二の規定の適用については、同条第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同条第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。